

令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**令和2年3月31日まで延長**されます。

氏名	日本花子	昭和50年 9月 10日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成26年 9月10日 12345	
令和元年10月10日まで有効		
免許の 条件等	優良	運転免許証
番号	第 1234 9000 号	
二種	平成05年07月01日	種類
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	〇〇〇〇 公安委員会

有効期間の末日(左の場合、令和元年10月10日)が、

令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方

については、令和2年3月31日まで運転することができます。

(令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

茨城県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、高萩市
常陸太田市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市
那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市
つくばみらい市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、八千代町、境町(全30市町村)

- ※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和元年10月19日時点のものです。
- ※ 令和2年3月31日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。